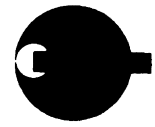


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

〔規 則〕	一	奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	改正	〔書体変更管理規程〕	二	奈良県水道局職員就業規程の一部を改正する規則(人事課)	改正
	二	技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	改正	〔教育長訓令〕	七	奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部を改正する規則(人事委員会規則)	七
	七	奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	改正	〔正 誤〕	一四	奈良県職員服務規程の一部改正(公報号外第六十三号正誤表)	一四

## 規 則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十八号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条の十二第二号中「限る。」の下に「又は同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。 )により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

別表イの表第一号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後平成十九年三月以前の給与条例」という。 )」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 平成十九年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成十九年四月以後の給与条例」という。 )の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち知事の定めるもの(別表イの表第二号区分の項第二号中「以後」の下に「平成十九年三月以前」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十九年四月以後の給与条例の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号の二に掲げる者を除く。 )のうち知事の定めるもの(別表イの表第二号区分の項第二号中「以後」の下に「平成十九年三月以前」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十九年四月以後の給与条例の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号の二及び第一号区分の項第二号の二に掲げる者を除く。 )のうち知事の定めるもの(別表イの表第四号区分の項第二号中「以後」の下に「平成十九年三月以前」を加え、同号の次に次の一号を加える。

同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十九年四月以後の給与条例の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号の二、第二号区分の項第二号の二及び第二号区分の項第二号の二に掲げる者を除く。 ) (別表イの表第五号区分の項第二号中「以後」の下に「平成十九年三月以前」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十九年四月以後の給与条例の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(別表イの表第六号区分の項第二号中「以後」の下に「平成十九年三月以前」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十九年四月以後の給与条例の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(別表イの表第七号区分の項第二号中「以後」の下に「平成十九年三月以前」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 平成十九年四月以後の給与条例の教育職給料表( )の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち知事の定めるもの(別記様式中「細・対」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表イの表の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十九号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則(昭和二十三年十月奈良規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「という。」の下に「、地外公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定により採用された職員又は一般職の任期付

職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第四条の規定により採用された職員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

奈良県条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県条例施行規則(昭和三十三年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四号様式中「不動産の規定により」を削り、「協同事業再編計画又は経営資源活用計画」を「共同事業再編計画、経営資源活用計画、技術活用事業再編計画又は経営資源活用計画」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

奈良県訓令第六号

各部課室  
各出先機関

奈良県職員服務規程(昭和三十六年三月奈良県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

別表中十四を十七とし、九から十三までを十二から十六までとし、同表の八中「第九条の第二項」を「第二十八条第一項」に改め、同表中八を九とし、その次に次のように加える。

十一 地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業

修学部分
時間分

十一 地方公務員法第二十六条の二第三項に規定する高齢者部分休業

高齢部分
時間分

別表中七の次に次のように加える。

八 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第十七条の規定による短時間勤務

短時間
時間

県営水道企業管理規程

奈良県営水道企業管理規程第四号

奈良県水道局職員就業規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。  
平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

第五条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、「第三項」の下に、「第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項ただし書中「管理者は」の下に、「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるもの」としを加え、「これらの日に加えて」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同項

水道局  
各課  
各出先機関

を同条第五項とし、同条第三項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項」に、「職員」を「職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第百七号)第二十条第二項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)(一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容)以下「育児短時間勤務等の内容」という。)(に従い、管理者が定めるものとし、その割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までの範囲内で、管理者が定めるものとする。

第十二条第二項中「短時間勤務職員」を、「育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員」に改める。

第十二条の二第一項中「一週間」を「六日」に改め、同条第一号中「父母」の下に「及び祖父母」を加え、同条第五号中「祖父母及び」を削る。

第十四条中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改める。

第十六条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(「育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続」)

第十六条の二 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書(第四号様式の二)により行うものとする。

2 第十四条の二第二項の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について準用する。

(「育児短時間勤務に係る子が死亡した場合」等の届出)

第十六条の三 第十六条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第十七条第一項中「あらかじめ」を「部分休業を始めようとする日の原則として一月前までに」に改め、同条第二項中「部分休業の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 部分休業の承認の請求は、三月間以上の部分休業が必要な期間について包括的に行うものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(部分休業の休業時間等の変更)

第十七条の二 部分休業の承認を受けて勤務していない職員が、一週間当たりの休業時間を延長又は短縮しようとするときは、部分休業変更請求書(第五号様式の二)により、やむを得ない事情がある場合を除き、延長又は短縮しようとする期間の初日の一月前までに請求するものとする。

2 部分休業の承認を受けて勤務していない職員が、休業期間を延長又は短縮しようとするときは、部分休業変更請求書(第五号様式の二)により、やむを得ない事情がある場合を除き、延長する期間の初日又は短縮しようとする期間の末日の一月前までに請求するものとする。

3 部分休業の承認を受けて勤務していない職員が、一日当たりの休業時間を延長又は短縮(一週間当たりの休業時間の上限を変更しないものに限る。)しようとするときは、部分休業変更承認簿(第五号様式の三)により、あらかじめ請求するものとする。

4 第十四条の二第二項の規定は、前三項に規定する承認の請求について準用する。

第十八条の二第一項中「第五号様式の二」を「第五号様式の四」に改め、同条第二項中「第五号様式の三」を「第五号様式の五」に改める。

第十八条の五中「第五号様式の四」を「第五号様式の六」に改める。

第十八条の七第二項中「第五号様式の五」を「第五号様式の七」に改める。

次の各号に掲げる疾病  
 一 公務上の負傷若  
 二 当該各号に掲げる  
 三 医師の証明等に基づ  
 四 要と認められる期間又  
 五 定により就業を禁止し  
 六 公務上の負傷若

別表第二中

六月(結核性疾患による場合は一年、精神性疾患又は管理者が必要と認める疾患による場合は九月)の範囲内において医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる期間又は法令等の規定により就業を禁止した期間。ただし、公務上の負傷又は疾病の場合で、管理者が必要と認めるときは、六月を超える期間とすることができ

を

は通勤(地方公務(昭和四十二年法律)第二十一条第二項)規定する通勤をい  
 一 負傷若しくは疾病  
 二 結核性疾患の場合  
 三 前二号に掲げる  
 四 傷又は疾病(妊娠  
 五 病を含む。)の場  
 六 つわりによる勤務  
 七 は七日。ただし、  
 八 る場合、当該期間  
 九 えない範囲で延長  
 十 きる。

必要と認められた六月を超えることができる。  
 合一年  
 場合以外の負  
 合 九十日(が困難な場合別の定めによ  
 を九十日を超  
 することがで

第二号様式の二から第四号様式までを次のように改める。

に改める。

等の区分に応  
 一 範囲内におい  
 二 き最小限度必  
 三 は法令等の規  
 四 定期間とする。  
 五 しくは疾病又  
 六 員災害補償法  
 七 律第二十一  
 八 及び第三項に  
 九 う。)による  
 十 の場合 六月。

第2号様式(第14条関係)

育児休業等計画書

(任命権者) \_\_\_\_\_ 提出年月日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 職 所 \_\_\_\_\_ 職・氏名 \_\_\_\_\_ (印)

再婚の育児休業又は育児短期間勤務の承認の請求を予定するので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。  
 なお、下記の最事項に変更が生じた場合は、遅滞なく報告出ます。

1 請求の別  育児休業  育児短期間勤務

2 請求に係る子  
 子 の 氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

3 請求者の計画  
 請 求 期 間 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで  
 再 度 の 請 求 予 定 期 間 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

4 配偶者の養育計画  
 配 偶 者 の 氏 名 \_\_\_\_\_  
 子 を 養 育 す る た め の 方 法  育児休業  育児休業以外の休業・休暇  その他( )  
 備 考 \_\_\_\_\_

(注) ① 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短期間勤務承認請求書と同時に(変更の届出)提出し、提出後、育児休業承認請求書又は育児短期間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。  
 ② 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短期間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。  
 ③ 「子」を養育するための方法「欄」には、請求者の育児休業又は育児短期間勤務における請求期間の発生の日を提出日から前年度の請求予定期間の初日までの期間における子を養育するための方法の提出前に提出する場合は、「2」請求に係る子」欄の記入は、出生後、遅やかに行うこと。  
 ④ 変更の届出の場合は、1から4までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。  
 ⑤ 該当する口には✓印を記入すること。

第3号様式(第14条の2関係)

育児休業承認請求書

(任命権者) \_\_\_\_\_ 請求年月日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 職 所 \_\_\_\_\_ 職・氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり育児休業の承認を請求します。  
 育児休業の期間の延長 職・氏名 \_\_\_\_\_ (印)

1 請求に係る子  
 氏 氏 名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_  
 続 柄 \_\_\_\_\_ 子との同・別居  同居  別居  
 生 年 月 日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 生 年 月 日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 就 業 の 有 無  有  無

2 請求者以外の子の親  
 氏 氏 名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_  
 続 柄 \_\_\_\_\_ 子との同・別居  同居  別居  
 生 年 月 日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 生 年 月 日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 就 業 の 有 無  有  無

3 請求の内容  
 育児休業の承認  育児休業の期間の延長  
 再度の育児休業の承認  育児休業の期間の延長  
 ..(再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事項を記入).....

4 請求期間 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで  
 5 既に育児休業 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで  
 をした期間 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで  
 6 備 考 \_\_\_\_\_

(注) ① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との出生前出生後続柄、国民年金の発行請求(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生前出生後続柄、国民年金の発行請求(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生前出生後続柄)の添付を要する。出生後、遅やかに行うこと。  
 ② 「子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、遅やかに行うこと。  
 ③ 「6」請求」欄には、命請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合には、養子縁組の効力が生じた日、(4)請求に係る子以外の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。  
 ④ 該当する口には✓印を記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	平成 ____年 ____月 ____日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	平成 ____年 ____月 ____日		
決 裁 欄		職・氏名 _____ (印)	

第4号様式(第16条関係)

養育状況変更届

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 届出  
 職 所 \_\_\_\_\_ 職・氏名 \_\_\_\_\_ (印)

育児休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。  
 部 分 休 業

育児休業等に係る子を養育しなくなった。  
 同居しなくなった。  負債・疾病  記述できるようになった。  
 その他( )  
 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。  
 育児休業等に係る子が死亡した。  
 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)。  
 育児休業等に係る子との親戚関係が特別養子縁組により終了した。  
 その他( )  
 発生日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(注) 該当する口には✓印を記入すること。